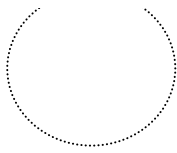


受付印



# 住宅の省エネ改修に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

申告者（納税義務者）の住所 \_\_\_\_\_

申告者（納税義務者）の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

住宅の省エネ改修工事が完了したので、南魚沼市税条例附則第9条の3第9項の規定に基づき、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の規定による減額について、次のとおり申告します。

省エネ改修をした家屋	家屋の所在地	南魚沼市		
	家屋番号		種 類	
	床面積	m <sup>2</sup>	居住用面積	m <sup>2</sup>
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	省エネ改修工事に要した費用の額	円		
	工事内容(該当する項目に○を)	1 窓の改修 2 床の断熱改修 3 天井の断熱改修 4 壁の断熱改修		
	省エネ改修工事の完了年月日	令和 年 月 日		

## ※ 添付書類

- ① 熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関からのもの）
- ② 省エネ改修に要した費用が確認できる書類（工事明細書及び領収書の写し等）
- ③ 施工前、施工後の写真（省エネ改修に係る部分）
- ④ 省エネ改修工事が完了した日から3ヶ月を経過した後に申告書を提出する場合には、3ヶ月以内に提出することができなかった理由を記した書類

## 住宅の省エネ改修に係る固定資産税の特例

### 1. 対象となる家屋の要件

平成 20 年 1 月 1 日以前から所在していた住宅（賃貸住宅は除く）であること。

### 2. 対象区域

限定なし。

### 3. 省エネ改修工事の要件

次の要件をすべて満たす工事であること。

① 次のイの工事、又はイと合わせて行うロ～ニの工事であること。

イ 居室の窓の断熱改修工事（必須工事）

ロ 床の断熱改修工事

ハ 天井の断熱改修工事

ニ 壁の断熱改修工事

② 改修部位がいずれも現行の省エネ基準（平成 11 年基準）に新たに適合すること

### 4. 改修費用の要件

①省エネ改修工事に要した自己負担額が 50 万円以上であること。

②当該住宅の改修後の床面積が 50 ㎡以上であること。

### 5. 減額の対象

① 改修を行った住宅全体の床面積が 120 ㎡以内である場合はその全面積、床面積が 120 ㎡を超える場合は 120 ㎡に相当する部分について。

② 改修を行った家屋が併用住宅の場合は、居住部分のみで 120 ㎡までを対象とする。ただし、居住部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上であること。

### 6. 減額される税額

工事が完了した翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度に限り、減額の対象に係る固定資産税の内 3 分の 1 の額。

### 7. 他の固定資産税減額措置との関係

新築住宅の特例、耐震改修の特例等（バリアフリー改修に係る特例を除く）と同時には適用されない。

### 8. 納税義務者からの申告

減額を受けようとする納税義務者は、工事完了後 3 ヶ月以内に必要書類を添付して市町村に申告しなければならない。